

議案第13号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年6月9日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(12) 略

(13) 県内中小企業 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内に設置しているものをいう。

(補助金の額)

第5条 企業立地事業補助金の額は、別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ補助金の額欄に定める額 （鳥取県中部地震によって被害を受けた地域（知事が要綱で定める地域に限る。以下「被災地域」という。）に本店又は主たる事務所を有する県内中小企業（法人にあっては、知事が要綱で定めるものに限る。）であって、当該地震による被害を受けたものが被災地域内で行う事業（特定製造業を除き、平成31年3月31日までに第3条第1項の認定を受けたものに限る。）にあっては、当該額に投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(12) 略

(補助金の額)

第5条 企業立地事業補助金の額は、別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ補助金の額欄に定める額以下とする。

賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（5,000万円を限度とする。）を加算した額以下とする。

2～7 略

別表第1（第3条、第5条関係）

略

備考

1 略
2 略

2～7 略

別表第1（第3条、第5条関係）

略

備考

1 「県内中小企業」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内に設置しているものをいう。

2 略
3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金について、なお従前の例による。